

V 仕事のこと

仕事を探す

1 福祉ジョブ・サポート・スペース（岡山・岡山南・岡山中）

児童扶養手当を受給されている方などの就労をサポート。事前予約で待ち時間ゼロ。マンツーマン（担当者制）による支援。就職に関する不安や悩みのご相談。お仕事探しのお手伝いと紹介。履歴書、職務経歴書の添削。面接の練習、アドバイス。

名称・所在地	電話番号	相談時間
ジョブ・サポ岡山 岡山市保健福祉会館 1 階	086-803-1239	月～金曜日 8:30～17:15 (土・日・祝日・年末年始を除く)
ジョブ・サポ岡山南 岡山市南区南福祉事務所内	086-230-0311	月～金曜日 8:30～17:15 (土・日・祝日・年末年始を除く)
ジョブ・サポ岡山中 岡山市中区福祉事務所 2 階	086-271-5144	月～金曜日 8:30～17:15 (土・日・祝日・年末年始を除く)

2 おかやまマザーズハローワーク

子育てをしながら就職を考えている方。子どもと一緒にでもお仕事のご相談・紹介可。
父子家庭の方もご利用可。就職支援として、各種セミナーも定期的に開催。

所在地	電話番号	相談時間
岡山市北区本町 6-36 第一セントラルビル 7 階	086-222-2905	月～金曜日 10:00～18:00 (祝日・年末年始を除く)

3 ハローワークプラザ岡山

平日だけでなく、第1・3土曜日もお仕事のご相談・紹介可。

所在地	電話番号	相談時間
岡山市北区本町 6-36 第一セントラルビル 7 階	086-222-2900	月～金曜日 10:00～18:30 第1・3土曜日 10:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

4 公共職業安定所(ハローワーク)

お仕事のご相談や紹介。雇用保険の手続きや職業訓練等の相談等も行っています。

名称・所在地	電話番号	相談時間
ハローワーク岡山 岡山市北区野田 1-1-20	086-241-3222(代)	月～金曜日 8:30～17:15 (土・日・祝日・年末年始を除く)
ハローワーク西大寺 岡山市東区西大寺中 1-13-35 NTT西日本西大寺ビル1、3 階	086-942-3212	月～金曜日 8:30～17:15 (土・日・祝日・年末年始を除く)

※雇用保険の手続きや職業訓練等の相談等の管轄区域は岡山市のうち東区はハローワーク西大寺、北・中・南区はハローワーク岡山になります。

就職に必要な技術や資格を身につけるなどの就労支援

1 母子及び父子家庭自立支援教育訓練給付金

相談・申請：お住まいの住所地を管轄する福祉事務所の母子・父子自立支援員
(事前に電話で、相談日をご予約ください。P 4)

母子家庭の母、父子家庭の父の就労を促進するため、事前に就労相談のうえ指定された講座を受講した場合、修了後に受講料の一部を支給し自立を支援する制度です。

(1) 対象となる方

岡山市にお住まいの20歳未満のこどもを扶養している母子家庭の母または父子家庭の父で次の要件全てを、受講前の講座指定申請時と受講後の教育訓練給付申請時の両方で満たしていることが必要です。

- ① 就労経験や技能、労働市場の状況から判断して、当該教育訓練給付を受けることが仕事につくために必要と認められること。
- ② 過去に、本事業と同様の教育訓練給付を受給していないこと。

(2) 対象となる講座

- ① 雇用保険制度の教育訓練給付の教育訓練講座
- ② その他市長が地域の実情に応じて別に定める講座

(3) 手続き

母子・父子自立支援員に相談のうえ、受講開始日の15日前までに、利用計画書、講座指定申請書等を提出してください。講座が承認された場合、受講修了日から起算して30日以内に支給申請書を提出してください。

(4) 給付金の額

受講料の60%(下限 12,001 円、上限 200,000 円、専門資格の取得をめざす一部の講座については 400,000 円×4年を上限)を受講修了後に支給します。

また、専門実践教育訓練給付金の指定口座を修了した日から1年以内に、当該講座に係る資格を取得し、修了した日から1年以内に就職等した場合は受講料の25%を給付します(下限・上限あり)。

なお、雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格のある方については、上記の額から雇用保険法による教育訓練給付金の受給額を差し引いた額を支給します。

2 母子及び父子家庭高等職業訓練促進給付金

相談・申請：お住まいの住所地を管轄する福祉事務所の母子・父子自立支援員
母子家庭のお母さんや父子家庭のお父さんが、指定の資格を取得するため6か月以上の
養成訓練機関に通学する場合に、支給要件を満たせば受給することができます。

(1) 対象となる方

岡山市にお住いの20歳未満のこどもを養育している母子家庭の母または父子家庭の父
で、次の要件のすべてに該当することが必要です。

- ① 児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあること。または同様の所得水
準を超えて1年以内であること。
- ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し対象資格の取得が見込まれること。
- ③ 経済的事情等により、就業又は育児と修業を同時に行うことが困難であること。
- ④ 過去に高等技能訓練促進費または高等職業訓練促進給付金を受給していないこと。

(2) 対象となる資格

看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・美
容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師等の就職に有利な国家資格。また、雇用保険
制度の一般教育訓練給付の指定講座（情報関係に限る。）、特定一般教育訓練給付若し
くは専門実践教育訓練給付の指定講座で修業するもので、就職に有利となる民間資格。
（求職者支援制度における職業訓練受講給付金等、本制度と趣旨を同じくする給付を受
けている場合は対象となりません。）

(3) 事前相談

申請にあたっては、事前に母子・父子自立支援員にご相談ください。
（相談日時は電話で予約をお願いします。）

(4) 申請時期

訓練促進給付金：修業を開始した日以降。申請日の属する月が支給開始月です。

訓練修了支援給付金：訓練期間修了日から30日以内。

(5) 支給額と支給対象期間

区分	訓練促進給付金(月額)	訓練修了支援給付金
市民税非課税世帯	100,000 円	50,000 円
市民税課税世帯	70,500 円	25,000 円
支給対象期間	指定された標準受講期間。4年を上限	

※訓練給付金：最終年度は月額40,000円加算

※支給対象期間：4年以上の履行が必須でない場合は3年を上限

(6) 訓練期間中の報告書の提出

訓練期間中は、毎月10日までに、前月の修学状況報告書等を提出することになりま
す。状況報告書には3ヶ月ごとに在学証明書の添付が必要です。（提出がない場合は、訓
練促進給付金は支給できません。）

(7) 受給資格がなくなる場合

修業開始後でも、受給要件に該当しなくなった場合は、給付を受けることができませんので、すみやかに手続きをしてください。(手続きが遅れたため、受給資格がなくなった後に受け取った給付金がある場合は、お返しいただきます。)

〔受給要件に該当しない場合〕 ・休学、退学等 ・岡山市外に転出した

・母子家庭の母または、父子家庭の父でなくなった

(例) こどもが20歳を超えた。こどもを養育しなくなった。婚姻(事実婚を含む)した。

・児童扶養手当受給と同様の所得を超えてから1年を過ぎた場合 など

3 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

問：社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

電話086-226-3544



この貸付事業は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的としています。

(1) 貸付の対象となる方

次の要件をすべて満たす方を貸付対象とします。

① 母子及び父子家庭高等職業訓練促進給付金を受給している方

② 岡山県に住民登録をしている方

③ 高等職業訓練促進給付金の対象となった養成機関を修了した後、岡山県内において取得した資格が必要な業務に従事しようとする方

※養成機関への入学金や教科書代、教材費に対する給付が含まれる「専門実践教育訓練給付金」を受給する方、「自立支援教育訓練給付金」を受給する方は、入学準備金は対象となりません。

※他の都道府県で本資金の貸付を受けている方は対象となりません。

資金種類	貸付対象	対象経費	貸付額
入学準備金	養成機関に入学した方	入学する際に必要となる準備金 入学金、教科書代、教材費等	500,000円 以内
就職準備金	養成機関を修了し、資格を取得した方	就職する際に必要となる準備金 就職に伴い転居が必要となすの転居費用 就職に当たり必要となる被服費等	200,000円 以内

(2) 貸付金の償還

次の場合(他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く)は、貸付金を償還していただくことになります。

○訓練促進資金の貸付契約が解除されたとき

○養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に就職し、岡山県内において、取得した資格が必要な業務に従事しなかったとき

- 取得した資格が必要な業務に従事する意思がなくなったとき
- 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

(3) 貸付金の償還（返済）免除

次のいずれかに該当する場合は、貸付金の償還が免除されます。

- 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に岡山県内において就職し、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き業務に従事したとき
- 上記の業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

4 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

相談・申請：お住まいの住所地を管轄する福祉事務所の母子・父子自立支援員（事前に電話で、相談日をご予約ください。P 4）

ひとり親家庭のお父さん又はお母さん及びお子さんが高等学校卒業と同等の学力を有すると認められる「高卒認定試験」の合格を目指し講座を受講する場合に、受講費用の軽減を図るため給付金を支給します。

(1) 対象となる方

岡山市にお住まいのひとり親家庭の親または20歳未満のこどもで、次の要件全てを満たしている人が対象となります。

- ① 高等学校卒業者、大学入学試験検定合格者など、大学入学資格を有していないこと。
- ② 就学経験や技能、労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが仕事につくために必要と認められること。
- ③ 過去に、本事業の給付金を受給していないこと。

(2) 対象となる講座

高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）※

※高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍し単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は対象とならない。

(3) 給付金の額

① 受講開始時給付金

受講のために本人が支払った費用の40%（下限4,001円、上限通信制10万円、通学制20万円）を対象講座の受講開始時に支給します。

② 受講修了時給付金

対象講座の受講のために、本人が支払った費用の10%（①と合わせて、下限4,001円、上限通信制125,000円、上限通学制250,000円）を受講修了時に支給します。

③ 合格時給付金

受講修了日から2年以内に高卒認定試験に全科目合格した時に受講料の10%（①②と合わせて上限通信制15万円、通学制30万円）。

(4) 手続き

母子・父子自立支援員に相談のうえ、受講開始日の15日前までに、必要書類を添えて講座指定申請書を提出。受講開始時給付金の支給申請は受講開始日から30日以内、受講修了時給付金の支給申請は受講修了日から30日以内、合格時給付金の支給申請は合格証書に記載されている日から40日以内に必要書類を添えて申請書を提出。

5 母子・父子自立支援プログラム策定事業

相談・申請：お住まいの住所地を管轄する福祉事務所の母子・父子自立支援員

(事前に電話で、相談日をご予約ください。P4)

ひとり親家庭の親の自立を促進するため、プログラムを策定し、きめ細かく継続的な支援を行う。

- (1) 対象 20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の親(生活保護世帯は除く。)
- (2) 内容 2回程度の面談を行い、自立のための課題を整理し、目標を定め、その目標達成のために必要な支援施策を提案するプログラムを策定します。プログラム策定後は、目標達成にむけて、支援策が受けられるようサポートし、支援機関への同行なども行います。

6 ひとり親家庭住宅支援資金(就労支援)

問：社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

電話086-226-3544

自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対して、住宅支援資金を貸し付け、ひとり親家庭の自立を促進します。



(1) 対象 次の要件をすべて満たす方

- ①児童扶養手当の支給を受けている方。(児童扶養手当の支給を受けている方と同等の所得水準の場合を含みます)

※所得が児童扶養手当の支給を受けている方と同等の所得水準を超えた場合であっても1年以内の方については対象となります。

- ②岡山県に住民登録をしている方

- ③前項の母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている方で、自立に向けて意欲的に取り組んでおり、下記の「貸付金の償還(返済)免除」に規定する就業をしようとしている方。

(2) 貸付額等

入居している住宅の家賃実費。月額7万円(他の住宅支援制度で支給を受けている場合はその差額)を上限に12か月以内。無利子

(3) 貸付金の償還（返済）免除

- 現に就業していない方が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内に就職又は現に就業している方が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業を継続したとき
- 上記の就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

(4) 返済

次の場合は、貸付金を返済していただくことになります。

- 住宅支援資金の貸付契約が解除されたとき
- 貸付終了後1年が経過したとき
- 死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

Ⅵ 利用できる制度

公営住宅への入居配慮

公営住宅への入居を希望される場合に、入居抽選での優遇措置があります。

◎ 市営住宅

対象者：20 歳未満の子を扶養する母子世帯・父子世帯

問：岡山市営住宅管理センター 電話 086-206-5560

◎ 県営住宅

対象者：20 歳未満の子を扶養する母子世帯・父子世帯

ただし、入居する親族に 20 歳以上の者で、経常的収入を得る職業についている者がいる場合は該当しません。

問：株式会社東急コミュニティー岡山県営住宅管理センター
電話 086-222-6696

国民健康保険料の減免制度（児童扶養手当受給者）

問・申請 区役所市民保険年金課・支所（P45）

国民健康保険に加入している世帯に、児童扶養手当を受給している方が属している場合は、国民健康保険料の減免制度があります（均等割額・平等割額が既に4割以上軽減されている世帯は除く）。

児童扶養手当証書、本人確認書類（個人番号カード、被保険者証、資格確認書、免許証など）を持参し申請してください。

JR通勤定期の割引制度（児童扶養手当受給者）

資格証明書の交付申請：各福祉事務所・支所（P45）

児童扶養手当を受給している世帯や、生活保護世帯の方がJRを利用して通勤している場合は、通勤定期乗車券の割引制度があります。

この制度を利用する場合は、児童扶養手当証書、印鑑、写真(縦4cm×横3cm)を持参して福祉事務所・支所で申し込み、事前に資格証明書等の交付をうけてから、JRの窓口で購入してください。

- *対象外 ・通学定期
- ・児童扶養手当が全額支給停止となっている世帯

税の軽減制度

問：詳細については税務署および各区市税事務所にお問い合わせください。

母子世帯や父子世帯で、次の条件に該当する方は、所得税と個人住民税において、ひとり親控除または寡婦控除が受けられます。但し、合計所得金額 500 万円超の方はいずれも受けられません。

ひとり親：前年の 12 月 31 日の現況で、婚姻をしていないこと、または配偶者の生死の明らかでない人のうち総所得金額等が 58 万円以下の子を有する人

寡 婦：夫と死別している人（生死不明を含む）、または夫と離婚している人で、扶養親族を有する人

※令和 8 年度税制改正により、令和 8 年分所得税（個人住民税は令和 9 年度）から、扶養親族等の所得要件が 62 万以下に引き上げられます。

利子非課税制度

問：銀行、郵便局など各金融機関

銀行、郵便局等で預貯金、公債などの預け入れ、購入等をする際に、次のいずれかに該当する方については、一定の金額までは利子等が非課税になる制度があります。

- ・ 遺族基礎年金を受けることができる妻である人
- ・ 寡婦年金受給者
- ・ 身体障害者手帳の交付を受けている人
- ・ その他これらに準ずる人（児童扶養手当の受給者である母など）

たばこ小売販売業の許可

問：日本たばこ産業株式会社の営業所にご相談ください。

母子家庭のお母さんや寡婦の方が、製造たばこの小売販売業の許可を受けたい場合、許可基準に違反しなければ、許可するよう努めることになっています。

Ⅶ 岡山市ひとり親家庭福祉会

一般社団法人岡山市ひとり親家庭福祉会(岡山市母子寡婦福祉連合会から令和 4 年に改称)は、母子家庭や父子家庭、寡婦の方が集まり、様々な活動を通じてお互いに支えあい学びながら、ひとり親家庭の交流を深め、福祉の向上をめざす活動をしています。行政とも協力し、次のような活動を行っています。また、全国母子寡婦福祉団体協議会にも加盟した、母子父子福祉団体です。お気軽にご参加ください。

(1) 主な事業

- 母子家庭交流会、父子家庭交流会、寡婦交流会
- ひとり親家庭の親子日帰りバス旅行
- 小学校に新入学するこどもを対象にした入学お祝い会

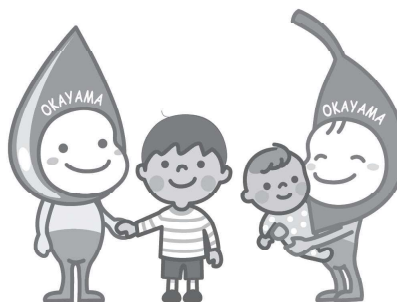
※令和 4 年度から、ひとり親家庭相談・支援事業を岡山市から受託し「さえずりカフェ」(ピアサポート)を運営しています。P6参照

(2) 連絡先

住 所 北区南方 2-13-1 きらめきプラザ 2 階「ゆうあいセンター 6 号室」

電 話 086-230-3803

Email ok.boshikai@gmail.com



※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。